

社会福祉法人 パースの森 役員及び評議員の報酬

並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人パースの森（以下「この法人」という。）に定款に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」と総称する。）の報酬並びに費用に関する支給基準について定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款に規定する評議員をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。

(報酬の支給)

- 第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員には、理事会出席等必要に応じ報酬を支払う。
 - 3 役員等には、賞与及び退職金を支給しない。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の常勤役員に対する報酬年額は、評議員会の決議によって定められた別表1に定める金額の範囲内とし、理事会で決定するものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、評議員会の決議によって定められた別表2に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、理事長が別に定める日に支給する。ただし、休日に当たるときは、その翌日に支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接本人に支給する。

2 役員等が報酬につき本人の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法により支払うことができる。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務執行にあたって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議による。

別表1

常勤役員

・ 理事長 年額500万円までの範囲内

別表2

非常勤役員及び評議員の報酬

・ 理事会等出席の都度 1人3万円までの範囲内

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。